

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(超過勤務手当、休日給、夜勤手当等)</p> <p>第30条 有期雇用教職員には、給与規程第23条に定める教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。ただし、第43条第2項の規定の適用を受ける医員の別表第6休日欄に定める1週間に3日の休日のうち1日における超過勤務及び別表第6の2休日欄に定める12日の休日のうち4日における超過勤務については、同条第1項に規定する有期雇用教職員の所定勤務時間内におけるものに限り、勤務1時間につき、その者に支給される日給額を7.75で除して得た額を支給し、給与規程第23条第3号に規定する勤務の算出の基礎には含めないものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(所定勤務時間)</p> <p>第43条 有期雇用教職員の所定勤務時間は、1週間(日曜日から土曜日までとする。以下同じ。)につき38時間45分、1日につき7時間45分とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医員の所定勤務時間は、1週間につき31時間、1日につき7時間45分とすることができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(1箇月単位の変形労働時間制)</p> <p>第52条の2 別表第6の2の有期雇用教職員については、同表の定めるところにより、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分(第43条第2項の規定の適用を受ける医員にあっては31時間)を超えない範囲において、勤務時間、休憩時間及び休日を別に割り振ることができる。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第53条 有期雇用教職員の有給の年次休暇は、一の事業年度ごとにおける休暇とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数を付与する。</p> <p>(1) 新たに雇用された場合 その事業年度の雇用月に応じ、別表第8に定める日数</p> <p>(2) 前事業年度から引き続き雇用されている場合 雇用の日から起算した継続勤務期間に応じ、別表第9に定める日数(前年度の全勤務日の8割以上出勤した場合に限る。)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(超過勤務手当、休日給、夜勤手当等)</p> <p>第30条 有期雇用教職員には、給与規程第23条に定める教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。ただし、第43条第2項の規定の適用を受ける医員の別表第6休日欄に定める1週間に3日の休日のうち1日における超過勤務及び<u>1週間に4日の休日のうち2日における超過勤務並びに別表第6の2休日欄に定める12日の休日のうち4日における超過勤務及び16日の休日のうち8日における超過勤務</u>については、同条第1項に規定する有期雇用教職員の所定勤務時間内におけるものに限り、勤務1時間につき、その者に支給される日給額を7.75で除して得た額を支給し、給与規程第23条第3号に規定する勤務の算出の基礎には含めないものとする。</p> <p>2～6 (同 左)</p> <p>(所定勤務時間)</p> <p>第43条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医員の所定勤務時間は、1週間につき31時間又は<u>23時間15分</u>、1日につき7時間45分とすることができる。</p> <p>(1箇月単位の変形労働時間制)</p> <p>第52条の2 別表第6の2の有期雇用教職員については、同表の定めるところにより、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分(第43条第2項の規定の適用を受ける医員にあっては31時間又は<u>23時間15分</u>)を超えない範囲において、勤務時間、休憩時間及び休日を別に割り振ることがある。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第53条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p>

改 正 前	改 正 後												
<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員（第7号及び第10号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に、第17号に掲げる場合にあつては、無期雇用教職員に限る。ただし、第21号及び第22号の休暇を取得できる有期雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第16条の3第2項及び第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度の6月から12月までの期間における、休日及び前条第4項の規定による年次休暇を取得する日を除いて原則として連続する<u>3日</u>の範囲内の期間</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>(10) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（第19号及び第20号に掲げる場合を除く。） 一の事業年度において<u>10日</u>の範囲内の期間</p> <p>(11)～(15) (略)</p> <p>(16) 有期雇用教職員が、ワークライフバランス及び業務の生産性の向上を図るため、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の事業年度において<u>3日</u>の範囲内の期間</p> <p>(17)～(24) (略)</p> <p>(25) 有期雇用教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認め</p>	<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第54条</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(1)～(6)]</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>その者の1週間の勤務日の日数に応じ、一の事業年度の6月から12月までの期間において、次の表の日数の項に掲げる、休日及び前条第4項の規定による年次休暇を取得する日を除いて原則として連続する日数の範囲内の期間</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1週間の勤務日の日数</td> <td style="text-align: center;">5日又は4日</td> <td style="text-align: center;">3日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日数</td> <td style="text-align: center;">3日</td> <td style="text-align: center;">1日</td> </tr> </table> <p>(8)～(9) (同 左)</p> <p>(10) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（第19号及び第20号に掲げる場合を除く。） <u>その者の1週間の勤務日の日数に応じ、一の事業年度において次の表の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1週間の勤務日の日数</td> <td style="text-align: center;">5日又は4日</td> <td style="text-align: center;">3日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日数</td> <td style="text-align: center;">10日</td> <td style="text-align: center;">5日</td> </tr> </table> <p>(11)～(15) (同 左)</p> <p>(16) 有期雇用教職員が、ワークライフバランス及び業務の生産性の向上を図るため、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の事業年度において<u>第7号の表の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間</u></p> <p>(17)～(24) (同 左)</p> <p>(25) (同 左)</p>	1週間の勤務日の日数	5日又は4日	3日	日数	3日	1日	1週間の勤務日の日数	5日又は4日	3日	日数	10日	5日
1週間の勤務日の日数	5日又は4日	3日											
日数	3日	1日											
1週間の勤務日の日数	5日又は4日	3日											
日数	10日	5日											

改正前				改正後			
<p>られるとき その者の1週間の勤務日の日数に応じ、一の事業年度において次の表の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動</p> <p>ウ 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>				<p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>(同 左)</p>			
1週間の勤務日の日数		5日	4日	1週間の勤務日の日数		5日又は4日	3日
日数		5日	4日	日数		5日	3日
2・3 (略) (後 略)				2・3 (同 左)			
別表第1～5 (略) 別表第6				別表第1～5 (同 左) 別表第6			
有期雇用教職員の区分	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	有期雇用教職員の区分	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(略)				(同 左)			
医学部附属病院に勤務する医員及び医員(研修医)のうち、医学部附属病院長が指定する者	1週間に2日又は3日	午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(同 左)	1週間に2日、3日又は4日		
		午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで				
		午後4時から翌日午前0時30分まで	午後8時から午後8時45分まで				
		午後4時から翌日午前0時45分まで	午後8時から午後9時まで			(同 左)	
		午前0時から午前8時30分まで	午前4時から午前4時45分まで				
		午前0時から午前8時45分まで	午前4時から午前5時まで				
(略)				(同 左)			

改正前						改正後					
別表第6の2						別表第6の2					
有期雇用 教職員の 区分	割り 振り 単位 期間	休日	始業及び 終業の時 刻	休憩時間	備考	有期雇用 教職員の 区分	割り 振り 単位 期間	休日	始業及び 終業の時 刻	休憩時間	備考
医学部附 属病院総 合周産期 母子医療 センター に勤務す る医員の うち、医 学部附属 病院長が 指定する 者	4 週	医学部 附属病 院長が 指定す る8の 1日勤 務日	午前8時 30分か ら午後5 時15分 まで	正午から 午後1時 まで	2日分 の日給 を支給 する						
医学部附 属病院総 合周産期 母子医療 センター に勤務す る医員の うち、医 学部附属 病院長が 指定する 者	4 週	医学部 附属病 院長が 指定す る12 の1日 勤務日	午前8時 30分か ら午後5 時15分 まで	正午から 午後1時 まで	2日分 の日給 を支給 する	(同 左)					
医学部附 属病院総 合周産期 母子医療 センター に勤務す る医員の うち、医 学部附属 病院長が 指定する 者	4 週	医学部 附属病 院長が 指定す る16 の1日 勤務日	午前8時 30分か ら午後5 時15分 まで	正午から 午後1時 まで	2日分 の日給 を支給 する						
(略)						(同 左)					
医学部附 属病院集 中治療部 に勤務す る医員の	4 週	医学部 附属病 院長が 指定す る8の まで	午前8時 30分か ら午後5 時15分 まで	正午から 午後1時 まで		(同 左)					

別表第8

1週間の 勤務日数	雇用月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5日又は 4日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	8日	7日	6日	4日	3日	1日
3日	5日	5日	5日	5日	5日	5日	4日	3日	3日	2日	1日	1日

※ 6月を超える契約期間が定められているものに適用する。

別表第9

1週間の 勤務日数	雇用の日から起算した継続勤務期間					
	1年以下	1年を超え2 年以下の年数	2年を超え3 年以下の年数	3年を超え4 年以下の年数	4年を超え5 年以下の年数	5年を超える 年数
5日又は 4日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
3日	6日	6日	8日	9日	10日	11日